

「え？こんなものなのか・・・」と私は、自分の目を疑った！



当然といえば、当然です。

家の購入は生涯1回あるかどうか？多くても2, 3回ぐらい

土地、建物の譲渡も生涯で1回か2回あるかどうか。

相続問題は、自分の両親で2回あるかどうか。「相続」はあっても「相続税の申告」まであるかどうか。

そう！資産運用や資産活用は頻繁に起こるものでもないです。

私たちの仕事は、法人及び個人の税務申告や決算書作成を行っています。日頃の業務で、譲渡所得や相続申告があり、節税対策を見慣れています。だから、事務所のメンバーもいろいろな節税対策や資産運用の話を知っているかと思っていたからです。

実際に、申告業務や相談業務において、下記のような事後報告・事後相談がとても多いです。

「事業をやり始めたけど、申告していないけど大丈夫？」

「金やプラチナを売ったのだけれど、申告しないといけないのか？」

「住宅購入したけれど、節税策はないのか？」

また、年末調整時に生命保険料控除を見て、この保険契約よりも別の保険契約の方が重要なのに…

等いろいろ思うことはあります。

実行に移った後に、節税対策も出来るものもありますが、実行する前に行っていなければならぬものもあります。

こんなときに「もし、事前に言ってくれたらいいのになあ」と心の中で思うこともあります

どこかに相談してみたいと思っても、「不動産関係や保険契約やライフプランは、税金と関係ないから会計事務所に話してもしょうがないか」「相談料が発生するからなあ」等とってしまうのではないのでしょうか。

私たちは、**税務はもちろん、相続対策、節税対策、資産運用アドバイス（資産、土地、保険）**も行っています。場合によっては**提携先を紹介**することもできます。

今回のお金の無料相談会では、分からないところや疑問に思っているところをお答えします。

過去の事例から、全体像をとらえてどのような問題が発生するかをアドバイスします

どれだけの制度を知っているか。この情報量が非常に重要になってきます。

今回 11 月号の「広報すみよし」に相談会の案内を掲載します。

2 日間で 9 組準備しています。

もし、周りで資産運用やお金のことで迷っている方いらっしゃいましたら、声をかけて頂けると幸いです。

今回の相談業務は無料です。

（もし申告書作成等をマークスに依頼をする場合には費用がかかります。）

住吉以外の方の相談も大丈夫です。

「脱税のお手伝いはしませんが、節税等や生活レベルの向上のお手伝いは喜んでいたします。」

お電話又はメールでのお問い合わせお待ちしております。

